

令和3年度指名停止措置一覧表

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止期間	理 由
1	株式会社 メディスポ	岐阜県岐阜市大菅南 13番18号	令和3年9月2日から 令和3年12月1日まで 3ヵ月間	<p>高山市と契約を締結している高山市国保・休日診療所医療廃棄物収集運搬処理業務委託(単価契約)及び他2件の業務委託契約において、契約期間内にもかかわらず業務履行が困難であるとして契約解除の申し出があり、当該契約の解除に至った。</p> <p>このことは高山市との契約相手方として不相当であると認められるため。 不正又は不誠実な行為 (別表第2第8号)</p>
2	株式会社 イーセル	広島県広島市西区井口 五丁目6番4号	令和3年12月16日から 令和4年1月15日まで 1ヶ月間	<p>高山市と契約を締結している高山市有施設電気需給契約において、入札参加資格条件であった二酸化炭素排出係数等の環境配慮項目について、本来基準値を満たしていないにもかかわらず、誤った算定による証明書を添付して入札参加申請を行った。</p> <p>このことは高山市との契約相手方として不相当であると認められるため。 虚偽記載(別表第1第1号)</p>
3	合同会社 アイッシュ	高山市下岡本町 1857番地6	令和4年1月28日から 令和4年5月27日まで 4ヶ月間	<p>新型コロナウイルス対策で高山市が給付する高山市新型コロナウイルス対策感染防止・おもてなし支援事業補助金に関して、虚偽の申請書類を作成し、補助金を不正に受給した詐欺の疑いで、令和3年5月26日に逮捕され、令和4年1月12日に懲役刑の宣告を受けた。</p> <p>このことは高山市との契約相手方として不相当であると認められるため。 不正又は不誠実な行為(別表第2第8号)</p>

No.	業者名	所在地	指名停止期間	理由
4	大和ハウス工業 株式会社 岐阜支社	岐阜県岐阜市藪田東 2丁目1番6号	令和4年2月24日から 令和4年7月23日まで 5ヵ月間	同社が、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和3年11月17日、近畿地方整備局から監督処分(指示処分、営業停止命令)を受けた。 このことは高山市との契約相手方として不適当であると認められるため。 建設業法違反行為 (別表第2第7号)
5	パシフィックコンサルタンツ 株式会社 岐阜事務所	岐阜県岐阜市元町二丁目9 番地403号	令和4年2月24日から 令和4年8月23日まで 6ヵ月間	同社の社員が、富山市発注の設計等業務委託において、公表前に同市職員から業者を選定するプロポーザル情報等が書かれた資料を受領する等し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の容疑で富山県警に逮捕された。 このことは高山市との契約相手方として不適当であると認められるため。 談合(別表第2第5号)
6	JFEエンジニアリング 株式会社 名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名 駅三丁目28番12号	令和4年3月15日から 令和4年9月14日まで 6ヵ月間	同社の社員が、沖縄県竹富町発注の海底送水管更新工事において、同町長から入札情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。 このことは高山市との契約相手方として不適当であると認められるため。 談合(別表第2第5号)